## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

令和4年1月4日

執行機関名 目黒区教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学に必要な援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの(就学援助費)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		目黒区個人番号の利用に関する条例別表 第13の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学に必要な援助に関する事務で あって教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第1条	目黒区就学援助費支給要綱(平成16年第1292号)第1条
	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	
⑦独自利用事務の関連規範		目黒区就学援助費支給要綱

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	目黒区就学援助費支給要綱第4条			
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支 援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認 定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	就学援助費(ただし医療費は除く。)支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>			
特定個人情報1					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	目黒区就学援助費支給要綱第3条			
②情報提供者	市町村長	市町村長			
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者の保護者に係る市町村民税に関する情報			

	<del></del>		
<del>/ 信   2</del>			
加力			